

Title	中井履軒『弊帚』諸本および草稿の篇次について
Author(s)	井上, 了
Citation	懐徳堂センター報. 2006, 2006, p. 91-100
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/24402">https://hdl.handle.net/11094/24402</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 中井履軒『弊帚』諸本および草稿の篇次について

井上了

はじめに

中井履軒の著作としては、漢籍の注釈『雕題』『雕題略』『逢原』など  
が有名である反面、いわゆる論著については従来あまり注目されていない。  
過去には整版あるいは活版で『雕題略』『逢原』などが印行され、また  
最近では『懷徳堂文庫復刻叢書』として『史記雕題』などの注釈類が景印  
刊行された。『懷徳堂文庫復刻叢書』には『華胥国物語』なども含まれ、  
また専門的な関心から『越俎弄筆』や『四茅議』など特定分野にかかわる  
著作が刊行されたこともある。しかし履軒の論集を印行した試みとしては、  
『東洋図書刊行会が排印した』履軒弊帚』『弊帚統編』『弊帚季編』『水哉子』  
がほとんど唯一のもののようにある。

ところでこれらの論集は、履軒の生存中から改稿が重ねられている。ま  
た東洋図書刊行会排印本『履軒弊帚』は、懷徳堂文庫に伝わる自筆本(『水  
哉館遺書』本)には見えない十数篇を「補遺」として増しているなどの問  
題がある。さらに、もともと『弊帚』などに収められていた文が単行本と  
して通行したり(『姓氏断』など)、あるいは別の図書の序文として収録さ  
れる際に改訂されたり(『越俎弄筆序』など)というケースも認められる。

『弊帚』の構成やテキストの問題は単純ではない。

さて、大阪大学が近年収蔵した「新田文庫」中に別本の『弊帚』や『弊  
帚残稿』などが確認されたことよって、『弊帚』のテキスト問題は新た  
な局面を迎えた。新田文庫本『弊帚』等については池田光子が報告してい  
るが(『懷徳堂文庫所蔵『履軒弊帚』諸本について』、『懷徳』七〇、二〇  
〇二年)、池田は「履軒はまず乙本(井上注：新田文庫本)を完成させ、  
その中から重要とされる記事を拾い集めて、甲本正編・統編(井上注：水  
哉館遺書本)を完成させたと思われるのである」とするものの、篇名・構  
成の異同等については「列挙すれば、膨大な量となるので、要点のみを  
挙げておく」として割愛している。

本稿は、池田の作業を補い、懷徳堂文庫蔵のいわゆる「履軒自筆本」(『水  
哉館遺書本』)と新田文庫蔵のいわゆる「草稿本」、さらに若干の他機関蔵  
本を対照し、『履軒弊帚』『統編』『季編』などの諸本における篇の異同な  
どを明らかとした上で、二、三の知見を述べようとするものである。

### 『履軒弊帚』篇目対照表

まず、『履軒弊帚』『弊帚統編』『弊帚季編』諸本の異同を一覧として次  
頁以下に示す。ただし目録や序文は省いた。

「排印本」は東洋図書刊行会『続日本儒林叢書』本。「弊某」「続某」「季

「補某」はそれぞれ『履軒弊帚』『弊帚統編』『弊帚季編』『附補遺』に見える順序を示す。なお「排印本」の『弊帚』『統編』は東洋図書館刊行会蔵鈔本により数本を参稽、『季編』『附補遺』は無窮会蔵鈔本を底本とするというが、無窮会蔵鈔本は「阪府」本から鈔写されたものである。

「遺書」は大阪大学懷徳堂文庫蔵の水哉館遺書本（いわゆる「履軒自筆本」、池田のいう「甲本」）。「弊某」「統某」「季某」はそれぞれ『履軒弊帚』（受入番号一〇四九九二）・『弊帚統編』（同一〇四九九三）・『弊帚季編』（同一〇四九九四）<sup>33</sup>。

「龍野」は兵庫県たつの市立龍野歴史文化資料館蔵の文政十二年二月中井柚園鈔本（龍野文庫「三木家旧蔵十二号」）。「弊某」「前某」「統某」「季某」はそれぞれ『履軒弊帚』（第一冊）・『弊帚前編』（第二冊）・『弊帚統編』（第三冊）・『弊帚季篇』（第四冊）。井上「龍野文庫蔵懷徳堂関係文献簡介（一）」（同（一））『懷徳堂センター報二〇〇四』・『同二〇〇五』を参照。

「阪府」は大阪府立中之島図書館蔵の文政十三年十一月中井柚園鈔本（甲和一四八）。「弊某」「統某」「季某」はそれぞれ『履軒弊帚上』『弊帚統編中』『弊帚季編下』<sup>33</sup>。

「E330」は新田文庫E330『履軒弊帚』（いわゆる「草稿本」、池田のいう「乙本」）。「漢数字」某」は各冊に見える順序。ただし第六冊には「独知劍記」と「姓氏断」との間に八葉を切除した跡が認められる<sup>33</sup>。

「E323」は新田文庫E323『弊帚旧稿拾遺』等（池田のいう「丙本」）。「拾某」「統某」「季某」はそれぞれ『弊帚旧稿拾遺』『草本残稿弊帚統編』『草本残稿弊帚季編』『弊帚旧稿拾遺』は中井天生の輯鈔に出るが、後の二本は履軒の残稿を天生が整理したものという。つまり天生以前の原秩序は不明である。

弊21	弊20	弊19	弊18	弊17	弊16	弊15	弊14	弊13	弊12	弊11	弊10	弊9	弊8	弊7	弊6	弊5	弊4	弊3	弊2	弊1	排印本
伯夷伝	粥菴麵者伝	神武紀	記阿王事	記釣遊	贈石原有文序	送水守子節婦赤穂序	小園序（学舎之園也）	小園記（学舎之前）	題桃源図（天地間胡曾）	題瀾猴図	題鍾馗図（子之）	跋奇石図	擬問韓客	問目二道	祭食河豚死者文	寓言	仰齋説	縞齋説	雑説（謂氷寒）	射説	
弊21	弊20	弊19	弊18	弊17	弊16	弊15	弊14	弊13	弊12	弊11	弊10	弊9	弊8	弊7	弊6	弊5	弊4	弊3	弊2	弊1	遺書
弊21	弊20	弊19	弊18	弊17	弊16	弊15	弊14	弊13	弊12	弊11	弊10	弊9	弊8	弊7	弊6	弊5	弊4	弊3	弊2	弊1	阪府
弊21	弊20	弊19	弊18	弊17	弊16	弊15	弊14	弊13	弊12	弊11	弊10	弊9	弊8	弊7	弊6	弊5	弊4	弊3	弊2	弊1	龍野
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	E330
33	1	7	22	23	23	15	5	4	22	19	9	16	25	22	19	24	6	11	27	3	E323

統18	統17	統16	統15	統14	統13	統12	統11	統10	統9	統8	統7	統6	統5	統4	統3	統2	統1	弊25	弊24	弊23	弊22	排印本
華胥國記	永正刀記	埋飲器記	不達軒記	無求說	愛茗說	原祭	万鍾弁・附考	浚河茅議	(重出)	唐氏廟議	東周議	過秦論駁議	甲越論	義貞論	嵇叔夜論	讓國論	文帝論 <sub>3</sub>	明太祖論 <sub>1</sub>	高帝選定三秦論	忠孝兩全論	程婆伝	
統18	統17	統16	統15	統14	統13	統12	統11	統10	統9	統8	統7	統6	統5	統4	統3	統2	統1	弊25	弊24	弊23	弊22	遺書
統18	統17	統16	統15	統14	統13	統12	統11	統10	統9	統8	統7	統6	統5	統4	統3	統2	統1	弊25	弊24	弊23	弊22	阪府
統18	統17	統16	統15	統14	統13	統12	統11	統10	統9	統8	統7	統6	統5	統4	統3	統2	統1	弊25	弊24	弊23	弊22	龍野
四8	四9	四1	四23	四11	五22	三7	四25	五7	六1	五24	五26	三23	三14	三12	四12	三24	四5	一36	二17	一14	一31	E330
						統4	統3	統2	(又)	統1												E323

統41	統40	統39	統38	統37	統36	統35	統34	統33	統32	統31	統30	統29	統28	統27	統26	統25	統24	統23	統22	統21	統20	統19	排印本
題南極老人図	題訪戴図	題倒載図	題歎器図	題楠公訓子図	書象外怪軸後 <sub>十五</sub>	書流水詩稿後 <sub>十五</sub>	卜居詩卷序	琵琶清音序	送司馬皮虎入関序 <sub>十四</sub>	送源教授序 <sub>十三</sub>	贈夢大夫序 <sub>十二</sub>	卯谷伝 <sub>十一</sub>	孝三伝 <sub>十</sub>	錫類記	委奴印記	扶桑匣記・附考	烏有園記	大畜堂記	偷語欄戒約	天楽楼記	楽甌記	頭微鏡記	
統41	統40	統39	統38	統37	統36	統35	統34	統33	統32	統31	統30	統29	統28	統27	統26	統25	統24	統23	統22	統21	統20	統19	遺書
統41	統40	統39	統38	統37	統36	統35	統34	統33	統32	統31	統30	統29	統28	統27	統26	統25	統24	統23	統22	統21	統20	統19	龍野
統41	統40	統39	統38	統37	統36	統35	統34	統33	統32	統31	統30	統29	統28	統27	統26	統25	統24	統23	統22	統21	統20	統19	阪府
四2	三9	三10	三19	三11	五16	四20	四7	四27	四22	四21	五8	三6	三5	三4	拾6	拾5	五2	五1	四17	四10	五21	三21	E330
														統7	拾6	拾5	統5						E323

統64	間書画令	統64	遺書	統64	龍野	統64	阪府	四26	E330
統63	簡笠	統63	龍野	統63	龍野	統63	阪府	四30	E323
統62	専門対 <small>(二三四)</small>	統62	龍野	統62	龍野	統62	阪府	三13	
統61	祭兼兒文 <small>(二七三)</small>	統61	龍野	統61	龍野	統61	阪府	三2	統8
統60	鴻池稻荷祠碑	統60	龍野	統60	龍野	統60	阪府	四6	
統59	題箴扇	統59	龍野	統59	龍野	統59	阪府	四4	
統58	象外面像贊	統58	龍野	統58	龍野	統58	阪府	五20	
統57	題神農像 <small>(神農贊)</small>	統57	龍野	統57	龍野	統57	阪府	五15	
統56	題画蝶 <small>(栩栩然)</small>	統56	龍野	統56	龍野	統56	阪府	五17	
統55	題夢蝶圖 <small>(周之覺之)</small>	統55	龍野	統55	龍野	統55	阪府	四28	
統54	題千窟戰圖 <small>(二二)</small>	統54	龍野	統54	龍野	統54	阪府	五14	
統53	題三顧圖	統53	龍野	統53	龍野	統53	阪府	五10	
統52	題画虎 <small>(天樂道人)</small>	統52	龍野	統52	龍野	統52	阪府	五19	
統51	題面装軸 <small>(二二)</small>	統51	龍野	統51	龍野	統51	阪府	五18	
統50	題夢蝶像 <small>(周之夢為)</small>	統50	龍野	統50	龍野	統50	阪府	四19	
統49	題仙像	統49	龍野	統49	龍野	統49	阪府	四24	
統48	題甘棠 <small>(二)</small>	統48	龍野	統48	龍野	統48	阪府	五13	
統47	題鶴鷗圖	統47	龍野	統47	龍野	統47	阪府	四16	
統46	題画虎 <small>(履軒幽人)</small>	統46	龍野	統46	龍野	統46	阪府	五12	
統45	題鍾道像 <small>(惜夫)</small>	統45	龍野	統45	龍野	統45	阪府	五11	拾7
統44	題朽鼓圖	統44	龍野	統44	龍野	統44	阪府	四14	
統43	題矚谷圖 <small>(二)</small>	統43	龍野	統43	龍野	統43	阪府	五5	
統42	題橐駝圖 <small>(七七)</small>	統42	龍野	統42	龍野	統42	阪府	五6	
	排印本		遺書						E323

補3	龍海寺鐘銘并序	前3	遺書	前3	龍野	弊28	阪府	三20	E330
補2	舟工招魂表	前2	龍野	前2	龍野	弊27	阪府	三3	E323
補1	送寿安還鄉序	前1	龍野	前1	龍野	弊26	阪府	三1	
季11	濮議 <small>(二二)</small>	季11	龍野	季11	龍野	季11	阪府	一	髦2
季10	興議 <small>(七七)</small>	季10	龍野	季10	龍野	季10	阪府	一	季10
季9	梁武論	季9	龍野	季9	龍野	季9	阪府	一	季9
季8	摺刑議	季8	龍野	季8	龍野	季8	阪府	一	季8
季7	闡人論	季7	龍野	季7	龍野	季7	阪府	一	季7
季6	美政論	季6	龍野	季6	龍野	季6	阪府	一	季6
季5	封建余論	季5	龍野	季5	龍野	季5	阪府	一	季5
季4	封建後議	季4	龍野	季4	龍野	季4	阪府	一	季4
季3	封建論	季3	龍野	季3	龍野	季3	阪府	一	季3
季2	混一論	季2	龍野	季2	龍野	季2	阪府	六5	季2
季1	姓氏斷	季1	龍野	季1	龍野	季1	阪府	六7	季1
統73	擬符堅喻江南檄	統73	龍野	統73	龍野	統73	阪府	一	
統72	擬疎 <small>(貞觀十年)</small>	統72	龍野	統72	龍野	統72	阪府	六2	統10
統71	得友人報再簡	統71	龍野	統71	龍野	統71	阪府	三17	
統70	録此書簡友人	統70	龍野	統70	龍野	統70	阪府	三16	
統69	擬与留學生阿部仲麻呂書 <small>(七七)</small>	統69	龍野	統69	龍野	統69	阪府	三15	
統68	擬策 <small>(齊楚伐魏)</small>	統68	龍野	統68	龍野	統68	阪府	五9	統9
統67	擬弁 <small>(縱横)</small>	統67	龍野	統67	龍野	統67	阪府	五4	
統66	雜筆 <small>(群鳧)</small>	統66	龍野	統66	龍野	統66	阪府	一	拾8
統65	戲簡藍水処士 <small>(二七五)</small>	統65	龍野	統65	龍野	統65	阪府	四3	
	排印本		遺書						E323



排印本	遺書	龍野	阪府	E 330	E 323
書園記後（「仲尼之後」）	—	—	—	53	続6
水滸	—	—	—	—	拾2
前川有隣翁墓表	—	—	—	—	拾3
与藤子任書後	—	—	—	—	拾4

### 検討

E 330を「遺書」系の三本と比較して容易に看取されるのは、E 330のうち第一〜第二冊と『履軒弊帚』との対応、および第三〜第五冊と『弊帚統編』との対応であろう。

まず、「遺書」本『履軒弊帚』に収録されているのは、二22と重複する三18「題桃源図」を例外として、すべてE 330では第一〜第二冊に属す。ただし第一〜第二冊のうち半数以上は「遺書」本に採用されていない。履軒は一七七〇年頃に『弊帚』を整理し「什に一を存した」（『弊帚統編序』）というので、この際に除かれたとも推測できよう<sup>三三三</sup>。なおE 330のうち一28「令図字子賛説」や一29「飯尾翁寿序」に「作在数年前」と注記されているため<sup>三三三</sup>、E 330は書きためた原稿を単に綴じたものではなく、特定時期の整理・浄書を経たものとわかる。

これに対して「遺書」本『弊帚統編』には、E 330のうち第三〜第五冊が収録され（ただし第六冊から六2「擬疎」のみを収め、またE 330に見えない四篇を収める）、「遺書」本『弊帚季篇』に収録されている篇は六5「混一論」・六7「姓氏断」を除くとすべてE 330に見えない。

E 330は作成順に配列されているようで、うち作成年の明記されているも

のは一4「小園記」の一七五九年立夏、一6「書推敲篇巻後」の同年秋から五16「書象外怪軸後」の一七九四年末までに及ぶ<sup>三三三</sup>。このうち二18「革島語序」は一七七〇〜一七七一年頃、二24「越俎弄筆序」は一七七三年三月以前と推定され<sup>三三三</sup>、また三4「錫類記」は一七七四年十二月なので、E 330のうち第二冊まで（「遺書」本『履軒弊帚』に該当する部分）の完成は遅くとも一七七四年以前、おそらくは一七七二〜一七七三年頃だと推定される。上段に指摘した整理・浄書は、あるいはこの頃か。

またE 330第六冊の内容は『弊帚統編』と『弊帚季篇』冒頭とに涉っており、『弊帚統編』の自序に「享和癸亥孟秋」と、『弊帚季篇』の序に「文化丁卯之夏」とあることから、E 330の第三〜五冊（の内容）は一八〇三年以前に、第六冊（の内容）は一八〇七年以前に完成したこととなる。

ところで袖園（一七九五〜一八三四）は、一八二九年（袖園三五歳）に「龍野」を鈔写作成した際、「遺書」に含まれず「E 330」にのみ存在する佚篇を『弊帚前編』として別にまとめたと考えられる（ただし第五冊のうち五3「書園記後」のみを脱す）。『弊帚前編』の篇次がE 330の篇次に適合的なのは、袖園がE 330によって『弊帚前編』を編んだからに過ぎない。ただし袖園は『弊帚前編』を作成するに際し、E 330のうち第三〜第六冊のみに依り、第一〜第二冊を採用しなかった。おそらく袖園の認識では、E 330のうち第一〜第二冊は『履軒弊帚』ではなく、せいぜいその草稿に過ぎなかったであろうと考えられるのである。

従来、「遺書」本『履軒弊帚』『弊帚統編』『弊帚季編』の三冊が一組のものと考えられ、また「新田文庫」に属するE 330の六冊が一組のものと考えられてきた。天生が「遺書」本の三冊を重建懷徳堂へ寄進し、E 330の六冊を自家にとどめたのは、まさにそのような意識の現れであろう。しかし袖園にとつては（おそらく履軒にとつても）、「遺書」本『履軒弊帚』一冊

およびE330のうち第三〜六冊をあわせた計五冊が『弊帚』の定本だったのである。そう考えてこそ、「遺書」本『履軒弊帚』の題箋に「旧一二之巻合于此。」と打書されており<sup>三十三</sup>、また末尾に「是第一二巻之縮節者、其第三以下未縮。」とあることも理解できる。

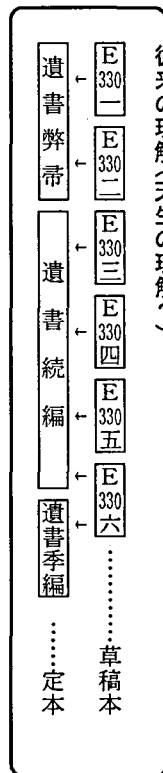
「遺書」本『履軒弊帚』と「遺書」本『弊帚続編』『弊帚季篇』とは現在おなじ帙に収められているが、これらの本紙や装丁などが大きく異なることは従前から気付かれてきた。またE330のうち第一〜二冊の装丁などと第三〜六冊のそれとの間にも大きな相違があり、しかも後者は「遺書」本『履軒弊帚』のそれに一致する。このことも、「遺書」本『履軒弊帚』が「遺書」本『弊帚続編』『弊帚季篇』とではなく、E330のうち第三〜六冊と合わせるべき本として作成されたことを傍証する。

「遺書」本『履軒弊帚』とは、E330の第一〜二冊を「縮節」した定本であった。E330の第一〜二冊はまさに「草稿」であって、「未縮」のまま浄書された第三〜六冊とは性格を異にする。あるいは、第一〜二冊と第三〜六冊とが履軒自身によって別置されていた可能性も議論できよう<sup>三十四</sup>。また「遺書」本『弊帚続編』はE330の第三〜六冊冒頭までを、おなじく『弊帚季篇』はE330の残り以降の作品を、それぞれ節録し配列を改めたものであった。履軒のいう「縮節」「縮」とは、単に選択取捨するのみならず、配列を改めることも含まれるようである。

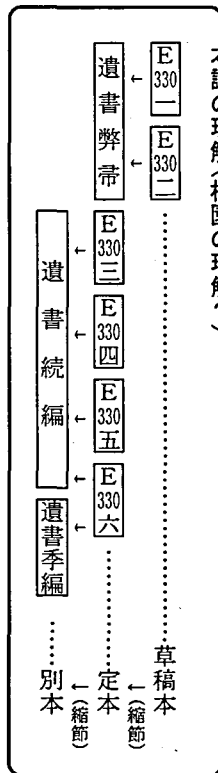
柚園は、「遺書」本の三冊によって「龍野」を鈔写しつつ、「遺書」本に採録されなかった佚篇をE330のうち第三〜六冊から輯めて新たに一冊を成し、しかも第一〜二冊に見える佚篇は採らなかつた。この結果「龍野」は、『履軒弊帚』『弊帚続編』『弊帚季編』に『弊帚前編』を加えた四冊本となつた。しかし柚園は、翌一八三〇年に「阪府」を鈔写作成した際には、『履軒弊帚』と『弊帚前編』とを併せて『履軒弊帚』一冊と改めた（この際

ぜか「贈無頼子」のみを脱した）。「阪府」本『履軒弊帚』が「続日本儒林叢書」所収本と比べ、上冊に十三篇多く収めている。（『大阪府立図書館蔵稀書解題目録 和漢書の部』大阪府立図書館シリーズ八、一九六三年）この理由はこれである。

従来の理解（天生の理解？）



本論の理解（柚園の理解？）



柚園が作成した『履軒弊帚』等の鈔本二部（「龍野」四冊と「阪府」三冊）は、中井桐園（一八二三〜一八八一。一八四〇年に懷徳堂を継襲）へ伝えられたが、これらのうちプロトタイプともいふべき「龍野」四冊は、三木通深（一八二四〜一八五七）へ譲渡あるいは売却され<sup>三十五</sup>、懷徳堂には「阪府」三冊が残された。しかし「阪府」も幕末あるいは明治初年には伊予屋の有となり、明治末年に大阪府立図書館へと収蔵された。

履軒自筆本や草稿類は明治以降も中井家に伝えられたが、天生は「遺書」本『履軒弊帚』『弊帚続編』『弊帚季編』の三冊を一組のものとして重建懷徳堂へ寄進し、一方でE330の六冊を一組のものとして自家に保存したので



ある。このグルーピングの誤りは、桐園にまで遡る可能性もある<sup>三十五</sup>。  
以上の推論が正しければ、ひとまず以下のような成立時期が想定され、  
「遺書」本『履軒弊帚』に含まれるすべての篇は、一七七三年頃（より正確には、一七七二年から一七七四年の間）より以前に成立したものである。

一七五九年(宝暦九年、履軒二八歳)頃

『弊帚篇』の作成が開始される。

一七七三年(安永二年、履軒四二歳)頃

E 330のうち第二冊までが完成。

一七七四年(安永三年、履軒四三歳)頃

E 330のうち第三冊以降の内容が作成され始める。

一七九四年(寛政六年、履軒六三歳)以降

E 330のうち第五冊まで（として後にまとめられる諸篇）が成立。

一八〇三年(享和三年、履軒七二歳)七月

E 330のうち第三〜五冊および第六冊の一部（として後にまとめられる諸篇）から「遺書」本『弊帚続編』が成書。

一八〇七年(文化四年、履軒七六歳)以前（おそらく一八〇三年以前）

「遺書」本『履軒弊帚』が浄書完成。

ほぼ同時に、E 330の第三〜六冊が浄書完成。

一八〇七年(文化四年、履軒七六歳)夏

E 330のうち第六冊に相当する部分およびE 330に見えない篇から

「遺書」本『弊帚季編』が成書。（これ以降に『髦言』蓄積）

一八一七年(文化十四年、履軒八六歳)

履軒没。

（年齢は数え年）

おわりに

本稿では『弊帚』としてまとめられた資料のみを検討した。しかし本稿で検討したものの以外にも、たとえば新田文庫E 198『履軒先生遺稿雑集』（資料番号七九C L 〇〇六〇一）には、『荀子』『日本書紀』などからの抜き書き数種のほか、「帝袷弁」「戲撰酒具名姓」「錦雉賦」「滕王閣賦」「公孫弘論」「黒弱余論」「蝦夷弁」「稟問」「擬与韓客書」「楸箱記」「送子脩之芳序」「記赤坂役」「源義経与大江広元書」などが含まれている。これらのうち少なくとも一部は『履軒弊帚』等の草稿として更なる検討が加えられるべきであろう。新田文庫等には、従来知られていなかった履軒等の著作・草稿類も多く含まれており、その全体像は未だ見えてこない。

ある学者に関する研究が推進されるためには、全集あるいはそれに類する著作集がまとめられることが重要である。しかし懷徳堂にかかわる学者については、論著の調査や整理・公開は大きく遅れている<sup>三十七</sup>。

竹山や履軒あるいは蘭洲の全集は、いずれ必ず刊行されねばならない。しかし現状下では、そのように大きな事業の遂行は困難だと考えられる。

本稿ではひとまず『履軒弊帚』等について基本情報を整理せんと試みた。

このような初歩的調査を蓄積することは、懷徳堂研究の基礎を築くために必要な作業であると信じる。

注

(一) 東洋図書刊行会『続日本儒林叢書』一九三〇年。一九七一年に鳳出版が復刊。なお履軒の著作の刊行状況については、加地伸行ほか著『中井竹山・中井履軒』（叢書 日本の思想家 二四）明徳出版社、一九八

〇年) 附録「著述目録」や岸田知子「中井履軒著述目録」(平成十二年) 十三年度科学研究費補助金研究成果報告書『山片蟠桃の思想の形成と展開』などを参照。

(二) なお懷徳堂文庫には他に、五冊本『履軒弊帚』、『履軒弊帚(乾)』、『弊帚卷二(坤)』、『弊帚統編(上)』、『弊帚統編卷二(下)』、『弊帚季篇上(元)』や合綴一冊本『弊帚統編』などが架蔵されている。ただし後者には乱丁(同一丁の重複)も認められ、資料的な価値は低いと考えられる。

(三) 中之島図書館蔵『履軒贅言』(甲和一五六。三冊を一冊に合綴したものとと思われる)には鈔者や年次を示す記載はない。しかしこれと甲和一四八『弊帚』、『統編』、『季編』三冊とは「懷徳堂」「奎文堂」の印記や伊予屋のものと思われる符丁を共有しており、幕末あるいは明治初期に一括して懷徳堂から出たものと思われる。また懷徳堂文庫蔵『過秦論駁議』(受入番号三二八八二、上野精一旧蔵)はE 330 23「過秦論駁議」より古い段階の草稿だが、この『過秦論駁議』にも伊予屋の符丁があることから、やはり同時期に懷徳堂から流出したものと推定される。明治四年には桐園蔵板・伊予屋売払にて履軒『有間星』の刊行が企図されており、懷徳堂の廃絶後にも桐園と伊予屋との間には一定の関係があったらしい。

(四) 切除部分のすくなくとも一部は治水関係の論であったことが、のどの残字から窺える。

(五) 『弊帚旧稿拾遺』のうち拾1く拾4は「水哉館集所載、以補弊帚旧稿遺漏」、その余は「弊帚統編中諸篇、弊帚旧稿所不載」という。

(六) 「問目二道」は、「復讐者」および「学者論事」の二段よりなり、E 330はこれらをいずれも「問目」として別出する。

(七) 「擬韓問答」をE 330は「稟問」とする。E 330 25「擬与韓客書」と一

連のもの。

(八) 「明太祖論」を「龍野」は「明太祖論」に誤る。

(九) 「文帝論」をE 330は「漢文帝論」とする。

(十) 「孝三伝」をE 330は「孝子三二郎伝」とする。

(十一) 「卯兵伝」をE 330は「記卯兵衛谷平事」とする。

(十二) 「贈夢大夫序」をE 330は「贈夢生序」とする。

(十三) 「送源教授序」をE 330は「送中西教授序」とする。

(十四) 「送司馬皮虎入関序」をE 330は「送司馬皮虎序」とする。

(十五) 「書流水詩稿後」をE 330は「流水詩稿跋」とする。

(十六) 「書象外怪軸後」を「遺書」「阪府」は「書象外怪軸後」に作る。

(十七) 「題彙駝図」をE 330は「題彙駝図」とする。

(十八) 「題嘲谷図」をE 330は「擬題嘲谷図」とする。

(十九) 「題画虎」(履軒幽人)をE 330は「題虎書」とする。

(二十) 「題甘棠図」をE 330は「題甘棠」とする。

(二十一) 「題画装軸」をE 330は「画装軸」とする。

(二十二) 「題千窟戦図」をE 330は「題千窟図」とする。

(二十三) 「祭葉児文」をE 323は「祭葉子文」とする。

(二十四) 「専門対」を「遺書」「阪府」は「専門対」に誤る。

(二十五) 「戲簡藍水処士」をE 330は無題とする。

(二十六) 「擬与留學生阿部仲麻呂書」「録此書簡友人」「得友人報再簡」は

本来一連のものだが、排印本に従い別出する。なおE 330は「録此書簡友人」「得友人報再簡」をそれぞれ「録前書簡藤志尹」「再復志尹」とする。

(二十七) 「興議」は『履軒贅言』に「興献議」として重見。E 323は「献」字を塗抹。

(二十八)「漢議」は「履軒髻言」に重見。なお、『履軒髻言』の内訳は「興  
献議」「漢議」「宋廟議」「承重議」「国蠹論・其二・其三」「荆公論・  
其二・其三」「擬熙寧布衣上書」「擬紹興中諫官上書」「驕泰論」「于芬  
論」「雜筆(形而前者)」「戚夫人論」「擬雲根志序」「利政雜議」「擬  
諭(府立中之島図書館蔵「甲和一五六」鈔本および懷徳堂文庫蔵「六  
七四八八」履軒自筆本による)。E323『髻言未定稿』には「擬雲根志  
序」のみ見えない。

(二十九)『弊帚統編』序に「余之中身、嘗有弊帚之冊。当時患眼且病懶、  
懲於著撰損神。故存什一、而焚其余。」とあるのを文字通りに解する  
ならば、E330(のうち第一〜二冊)とは別に、失われた篇が二百以上  
も存在したこととなる。

(三十)これらの篇は一七六四年から一七六七年の間に成立したと考えら  
れ、「作在数年前」という記述は、E330のうち第一〜二冊が一七七二  
〜一七七三年頃に浄書されたとする推定(後述)に矛盾しない。

(三十一)他に年代が判明しているものや推定できるものとしては、たとえ  
ば一26「稟問」の一七六四年、二5「題洛汭溪囊後」の一七六七年十  
二月、二23「記釣遊」の一七七二年、三21「顕微鏡記」の一七八一年  
五月、四1「埋飲器記」の一七八三年、四6「鴻池稻荷祠碑」・四7  
「卜居詩卷序」の一七八四年、五1「大畜堂記」の一七八九年一月、  
「委奴印記」の一七八四年など。

(三十二)E330所収「越俎弄筆序」は、旧題「越俎戴筆序」の「戴」字を塗  
抹し「越俎弄筆序」と訂正している。拙稿「中井履軒『越俎戴筆』に  
見える門脈とゲール管について」(『懷徳』七四号、二〇〇六年)参照。

(三十三)冒頭の「旧」字は摩滅しており判読できない。池田に従い補う。

(三十四)袖園の没後に編まれた『天楽楼書籍遺蔵目録』(一八三四年)は

「履軒弊帚六冊」や「弊帚統編一冊」「弊帚季編一冊」「履軒弊帚十一  
冊」とは別に「履軒弊帚草稿三四五六」を載せる。

(三十五)松岡操(柳田國男の父)の編とされている『観生堂蔵書目録』詩  
文類箕下に「履軒弊帚」写本全四冊と見えるのが、本稿で「龍野」  
と称した四冊本『弊帚』であろう。第二次大戦後に三木家より流出し、  
姫路市内の某書肆を経て龍野図書館に入ったものと考えられる。

(三十六)第二次新田文庫(中井家資料)F54乙号下『水哉館遺書目録』は  
「履軒弊帚一二合本五冊」「同別本二冊」を載せ、同F54第一号  
『天楽楼書籍遺蔵目録』は「履軒弊帚十一冊」に「一二ノ卷存ス」と  
注し、また同F54甲号『懷徳堂水哉館遺書目録』は「履軒弊帚△在  
于家五冊」とする。

(三十七)注(一)目録のほか、寺門日出男「大阪天満宮御文庫所蔵『雕題』  
(中井履軒撰)諸本について」(大阪大学中国学会『中国研究集刊』一  
〇、一九九一年)・中井履軒撰『国語雕題』について(都留文科大  
学国文学会『国文学論考』三七、二〇〇一年)・「五井蘭洲遺稿の伝存  
について」(同創刊四十周年記念特集号、二〇〇四年)・中井履軒撰  
『漢書雕題』について(筑波大学中国文化学会『中国文化』六二、  
二〇〇四年)・湯城吉信「大阪府中之島図書館所蔵懷徳堂関係資料目  
録」(『中国研究集刊』三七、二〇〇五年)などを参照。

(本センター職員)